



新型コロナウイルスワクチン
【64歳以下向け】接種実施計画

令和3年6月30日策定

一 関 市

1 計画の目的

予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施に必要な事項を定め、新型コロナウイルスワクチンの接種を円滑に行うため、本計画を作成する。

2 計画の前提条件

(1) 使用するワクチン

本計画は、ファイザー社製ワクチン及び武田/モデルナ社製ワクチンを使用した接種を想定する。

(2) 接種対象者

本計画における接種対象者は、64歳以下12歳以上（昭和32年4月2日から平成22年3月1日までに生まれた者）とする。

(3) 供給されるワクチン量

令和3年10月末日までに、接種に必要なワクチン（接種率を80%として約95,000回分）が全て供給されると想定する。

3 接種対象者数

接種対象者数は以下のとおり。（令和3年4月1日現在）

区分	人数
64～60歳	8,533
59～50歳	14,212
49～40歳	13,882
39～30歳	10,083
29～20歳	7,795
19・18歳	1,714
17～12歳	5,954
計	62,173
接種済み医療従事者等	約3,000
対象者計（接種済み医療従事者等除く）	59,173
接種者見込数（対象者計の80%）	47,338

4 接種計画

(1) 優先接種

重症化リスクの高さやクラスター防止の観点から、高齢者施設等の従事者を対象として以下のとおり優先接種を行う。

- ① 実施時期
令和3年7月5日（月）以降
- ② 優先接種対象者

対象	基準
高齢者施設入所者	国基準
障がい者施設入所者	国基準
高齢者（障がい者含む）施設（入所・居住）の従事者	国基準
居宅サービス事業所等の従事者	市独自
訪問系サービス事業所等の従事者	市独自
保育所・幼稚園・こども園等の従事者	市独自
特別支援学校の従事者	市独自

(2) 優先接種対象者以外の接種

円滑に接種が行えるよう年齢を区切って段階的に接種を進める。

区分	64～50歳	49～30歳	29～18歳	17～12歳
対象人数	22,745人	23,965人	9,509人	5,954人
接種券発送時期	7月上旬	7月中旬	7月下旬	ファイザー社製ワクチンの供給量等を踏まえつつ対応
実施時期	集団接種	7月17日（土）以降順次		
	個別接種	医療機関により異なる		

(3) 2回目接種の予約

接種間隔の間違いを防止するため、1回目の接種予約と同時又は1回目の接種時に2回目の接種予約を行う。

5 接種体制

64 歳以下の接種では、高齢者と異なり基礎疾患の有病率が低いこと、接種場所までの移動が比較的容易であることが予想されるため、**広い特設会場で接種を行う集団接種**を基本としてワクチン接種を実施する。一方で、基礎疾患を有する方は、かかりつけ医が接種に関わることが、接種を受ける方の安全、安心につながることで、また、広大な市のエリアに集落が点在する地域性を踏まえた体制整備が必要であることから、**かかりつけ医や身近な医療機関で接種を行う個別接種を併せて実施する体制とする。**

(1) 集団接種

【会場】 一関市総合体育館（ユードーム）

【開設日時】 平日：18時30分～20時30分
土曜日：14時～17時
日曜日：9時～12時、13時～16時
を基本とし必要に応じて増減する。

【使用するワクチン】 武田/モデルナ社製（予定）

【接種従事者】

予診を行う医師1名、接種を行う看護師2名、計**3名を1グループ**とし、平日は2グループ、土日は**3グループを基本**として接種を行う。

この他、健康観察担当医師1名、救急救命士1名、ワクチンの希釈・シリンジへの充填等を行う薬剤師または看護師8名、問診や次回予約等に携わる事務職員等50名程度を配置することを基本とする。なお、平日は、2グループで接種を行うことから、予診を行う医師が健康観察担当医師を兼ねるなど、従事者を減らして実施する。

【接種可能数】

上記体制により1グループにつき1時間当たり80人を接種した場合、
平日 1,600回 + 土曜日 720回 + 日曜日 1,440回 = **週当たり 3,760回の接種が可能。**

6 実施期間

- 令和3年7月5日～11月下旬とする。

なお、ワクチンの供給量等によって実施期間に変動が生じる場合がある。

		7/5	7/12	7/16	7/17	8月上旬	11月下旬
優先接種対象者		接種開始	1回目 接種終了		2回目 接種終了		
優先接種 対象者 以外	集団接種				接種開始	接種終了	
	個別接種		予約開始日以降順次接種開始			接種終了	

- 実施期間中における各週の接種人数（接種率を80%とした概数）は以下のとおり。

		7/4 まで	7/5 週	7/12 週	7/19 週	7/26 週	8/2 週	8/9 週	8/16 週	8/23 週	8/30 週	9/6 週
ワクチン供給量 (回数)		2,300	7,450	1,600	9,650	3,800	9,650	3,800	9,650	3,800	9,650	3,800
優先接種対象者 (回数)			1,600	1,600			1,600	1,600				
優先接種 対象者以外	集団 接種 (回数)			720	2,320	2,320	2,160	2,160	3,760	3,760	2,160	3,760
	個別 接種 (回数)			1,500	1,500	3,000	3,000	2,500	3,000	3,000	3,000	2,500
計			1,600	3,820	3,820	5,320	6,760	6,260	6,760	6,760	5,160	6,260

		9/13 週	9/20 週	9/27 週	10/4 週	10/11 週	10/18 週	10/25 週	11/1 週	11/8 週	11/15 週	計
ワクチン供給量 (回数)		9,650	3,800	9,650	3,800	3,590						95,640
優先接種対象者 (回数)												6,400
優先接種 対象者以外	集団 接種 (回数)	3,760	3,760		3,760	3,760	3,760		1,440	1,440	1,440	46,240
	個別 接種 (回数)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	1,500	1,500	1,500	500		43,000
計		6,760	6,760	3,000	6,760	6,760	5,260	1,500	2,940	1,940	1,440	95,640

7 地域別人数と必要接種回数

地域別の接種対象者数と必要接種回数は以下のとおり。

エリア区分	西地域		東地域・北		東地域・南				総数
	一関	花泉	大東	東山	千厩	室根	川崎	藤沢	
①64歳以下の人数（人）	32,509	6,612	6,268	3,293	5,522	2,342	1,765	3,862	62,173
②接種済み医療従事者（人） (約3,000人を64歳以下の人数で按分)	1,569	319	302	159	266	113	85	187	3,000
③差引対象者（人）（①－②）	30,940	6,293	5,966	3,134	5,256	2,229	1,680	3,675	59,173
④接種者見込数（人）	29,786		7,280		10,272				47,338
⑤エリア別接種必要数（回）（④×2回）	59,572		14,560		20,544				94,676
⑥週当たり必要数（回）（⑤÷20週※）	2,979		728		1,027				4,734

※20週間（7/5の週～11/15の週）で接種を終えることを想定

8 接種予約

(1) 予約方法

予約は以下の方法で行う。

- ・インターネット
- ・コールセンター
- ・医療機関への電話
- ・予約希望はがき

(2) 予約開始日

予約は、接種券発送年齢区分ごとに、基礎疾患がある人の優先予約期間を1週間程度設けた後、基礎疾患がない人の予約を受け付ける。

区分		64～50歳	49～30歳	29～18歳	17～12歳
接種券発送時期		7月上旬	7月中旬	7月下旬	
予約開始日 (予定)	基礎疾患 あり	7月12日(月)	7月26日(月)	8月6日(金)	ファイザー社製ワクチンの供給量等を踏まえつつ対応
	基礎疾患 なし	7月18日(日)	7月30日(金)	8月10日(火)	

9 接種方法と移動支援

(1) 優先接種対象者

対象	接種方法
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設入所者、障がい者施設入所者 ・高齢者（障がい者含む）施設（入所・居住）の従事者 ・居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者 	以下の方法から施設が選択する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関で接種 ・市内医療機関による巡回接種 ・市が指定する日に集団接種会場で接種
<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園・こども園等の従事者 ・特別支援学校の従事者 	市が指定する日に集団接種会場で接種を受ける。

(2) 優先接種対象者以外

集団接種会場又は個別接種医療機関で接種を受ける。

(3) 接種場所への移動支援

障がい者福祉乗車券の交付を受けている人を対象に「タクシー・バス乗車券」（1回 1,000 円分×4枚）を交付し、ワクチン接種場所までの移動を支援する。

10 住民票所在地以外で接種（以下「住所地外接種」）を行う場合

原則として、住民票所在地の市町村に所在する医療機関等で接種を受けることになるが、長期入院、長期入所している者等、やむを得ない事情による場合には、例外的に住所地外接種を受けることができる。

【やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期滞在している者の例】

①	出産のために里帰りしている妊産婦
②	遠隔地へ下宿している学生
③	単身赴任者 等
④	入院、入所者
⑤	基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
⑥	災害による被害にあった者
⑦	拘留または留置されている者、受刑者 等

また、やむを得ない事情があり、住民票所在地の自治体から接種券の発行を受けられない者（外交官等の住民基本台帳に記載のない外国人や、ホームレス等）

について、居住の実態が認められた場合は居住地の市町村が接種券を発行し、接種を行う。

住所地外接種を希望する者は、原則として接種を行う市町村に事前に届出を行う。申請の方法は、(1)郵送申請、(2)窓口申請、(3)WEB申請による。

市町村は、申請内容を確認し、問題がなければ住所地外接種届出済証を申請者に交付する。

なお、上記④～⑦及び住所地外接種であって、市町村に対して申請を行うことが困難である者については、市町村への届出を省略することができる。

11 共同接種体制

集団接種及び個別接種ともに、平泉町と共同接種体制で接種を進める。

このことにより、一関市が設置する集団接種会場において、必要に応じて平泉町民が接種を受けることができる。

また、両市町における住所地外接種にかかる申請は不要となり、いずれの医療機関でも接種を受けることができる。

12 ワクチンの配送

ワクチンの配送については、別に定める配送計画に従って実施する。

13 副反応への対応

(1) 接種前

- ・ 予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について適切な説明を行い、文書同意を得た場合に限り接種を実施する。

(2) 接種後の観察

- ・ 15分～30分間、接種場所で経過観察を行う。
- ・ 集団接種会場においては、健康観察医及び救急救命士が待機し、副反応が起きた際に速やかに対応できる体制を構築する。

(3) 副反応の発生が疑われる症例が発生した場合

- ・ 接種後、副反応を疑う体調の変化があった場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談する。
- ・ 診察を行った医師は、厚生労働省の通知に基づき「副反応疑い報告」を行う。
- ・ 副反応に関する相談窓口は、岩手県のコールセンター〔☎0120-895-670〕で対応する。

- (4) 健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が発生した場合
- ・予防接種法に基づく健康被害救済制度が設けられており、申請者は、必要な書類を揃えて市へ請求し、厚生労働大臣が認めた場合、医療費や障害年金等の救済給付が受けられる。

14 市民への周知と相談窓口

市広報、市ホームページ、市フェイスブックへの掲載、FMあすも、防災無線等に加え、LINEでの通知や、テレビ市長室、ラジオ市長室など様々な媒体を通じ、市民への周知、呼びかけを行う。

相談窓口として『一関市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター』〔☎0120-033-567〕を設置し、市民からの相談や問い合わせ、予約受付等に対応する。

15 その他

本計画に定めのない事項は、関係団体と協議し、決定するものとする。